

令和3年度 長浜市市民活動団体 支援事業補助金 募集要項



【募集期間】

■団体設立支援 ■スタートアップ支援 ※下記期間随時受付
令和3年5月6日（木）～令和3年12月28日（火）

■事業支援 ■協働事業支援 ※追加募集
令和3年5月6日（木）～令和3年5月28日（金）

ながはま市民協働センター

目次

1. 趣旨・目的	2
2. 補助対象団体	2
3. 補助対象事業	3
4. 対象となる期間	4
5. 対象となる経費	4
6. 応募の手続き	5
7. 審査方法	6
8. 審査結果通知	6
9. 情報の公開	6
10. 交付団体へのサポート	7
11. 留意事項	7
12. 実施スケジュール	8～10
13. よくある質問—Q & A	11～14
14. 問い合わせ先	14

長浜市市民活動団体支援事業募集要項

1. 趣旨・目的

生活環境の多様化や社会環境の変化にともなって、地域における公共サービスへの需要は多種多様になってきており、画一的なものでは対応できない状況も生まれてきています。

こうした市民のニーズにきめ細かく対応するよう、サービスを市民自らの創意と工夫により提供する市民活動が社会から評価されてきました。

長浜市では、こうした活動を担う団体（市民活動団体）が自主的・自発的に取り組む活動を支援することにより、豊かな社会の実現を図ることを目的として「長浜市市民活動団体支援事業」を実施します。

2. 補助対象団体

不特定多数の者の利益の増進を目的とする、非営利の事業を行う市民活動団体（特定非営利活動法人（NPO法人）またはそれに準ずる団体）で、次の要件をすべて満たしていることが条件です。

※ 特定非営利活動法人に準ずる団体とは、特定非営利活動促進法別表（P. 7）（以下、「別表」という。）に掲げる活動を行う団体で、法人・任意団体を問いません。ただし、別表に掲げる活動であっても、既に商品化された物品等を販売する等の活動を行う団体は対象となりません。

- （１） 団体の事務所所在地または活動拠点が市内にあること。
- （２） 定款または規約・会則を持ち、広く市民に開かれた組織であること。
- （３） 非営利の活動（利益の分配を目的としないこと。団体運営の継続に必要な資金を生み出す事業は営利事業ではありません。）を行っていること。
- （４） 不特定かつ多数のものの利益を増進する活動を行っていること。
- （５） 宗教上の教義を広め、儀式などを行い、または信者を教化育成することを目的として活動をしないこと。
- （６） 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反することを目的とする活動をしないこと。
- （７） 特定の公職の候補者および公職にあるもの、もしくは政党を推薦し、またはこれらに反対することを目的とする活動をしないこと。
- （８） 公共の福祉に反するような活動をしないこと。
- （９） 暴力団または暴力団の構成員の統制下にある団体ではないこと。

3. 補助対象事業

①団体設立支援

特定非営利活動法人の認証取得や新たな団体立ち上げのための会議費用等、市民活動団体の設立にかかる費用に対し補助を行います。

②スタートアップ支援

市民活動をこれから始める団体や、活動を拡大しようとする団体が、主として組織の基盤を確立させるために行う事業に対し補助を行います。

この助成を受けるには、クラウドファンディング（※ある目的を達成するためにインターネットを通じて不特定多数へ呼びかけ、共感した人々から支援金を募ること）へ挑戦し、成立することが条件となります。申請団体に対しては、企画の相談やアドバイス、事業のPR等の支援を行います。

③事業支援

市民活動団体が自主的に行う事業で、継続性が期待されるものに対し必要な補助を行います。

④協働事業支援

市民活動団体が市または他の団体と協働して行う事業^(※)で、継続性が期待されるものに対し助成を行います。

(※) …団体間の共通の目的を達成するために、それぞれの団体の強みを生かし、弱みを補完することでより効果的に推進できる事業のことをいいます。

このため、申請書には個々の団体の強みや弱みを分析した上で、それぞれどういう役割で事業を行うのか、具体的な実施体制を記入してください。単なる手伝いは、協働とはいえません。

	補助率	補助金額	補助回数
①団体設立支援	補助対象経費の10/10	上限2万円	1団体1回限り
②スタートアップ支援	補助対象経費の1/2以内	上限5万円 ※クラウドファンディングで成立した額と5万円のいずれか低い方の額を助成します。	1団体1回限り
③事業支援	補助対象経費の2/3以内	上限20万円 (※) (※) 2年目以降継続して申請する場合は、前年度の補助上限額の8/10以内を助成します。	1事業につき 最長3年 (※)
④協働事業支援		上限30万円	

※ 最長3年とは、最初の補助を受けた年から同一事業を継続して3年間実施した場合であり、1年あるいは2年で事業を終了した場合は、同一事業での補助はその後受けられません。

※ 補助金は全て千円未満切り捨てです。

※ 継続事業の場合も毎年度審査があるため、その都度申請が必要になります。(③と④のみ)

4. 対象となる期間

交付決定日から令和4年3月31日まで

5. 対象となる経費

助成対象となる経費は、申請する事業に対して必要となる経費とし、団体を維持するための経常的な経費や申請団体の構成員へ支払う経費は対象外となりますので、ご注意ください。

科目	対象となる経費の例
報償費	外部講師や指導者、協力者への謝礼金等
旅費	外部講師に支払う交通費、通行料、宿泊費等
消耗品費	事務用品、日用品、原材料にかかる経費等
印刷製本費	チラシ・ポスター等広報物や会議・講演会の配布物の印刷代等
通信運搬費	ハガキ・切手代、郵送料、宅配料等
物品購入費	事業の実施に不可欠と認められる物品の購入代 (※)
使用料・賃借料	会場・設備使用料、機材賃借料、車両借上料等
保険料	事業の実施にかかる保険料
その他	上記に該当しない経費で、事業に必要と認められる経費

(※) 高額な備品や他の事業にも使用できるものは原則対象外です。
また、既に商品化された物品等を有償で配布(販売)するものは対象外です。
判断に迷う場合は事前にご相談ください。

以下は、対象とならない経費の一例です。

- ・ 自らが所有または運営する施設の使用料など、費用の要らない経費
- ・ 食糧費(茶菓子代、弁当代、団体構成員の飲食代等)
- ・ 団体構成員同士の親睦会や、慰労的な研修にかかる経費
- ・ 領収書等がなく使途不明な経費
- ・ その他趣旨に反する経費

※ 収益事業は、自身の活動を持続可能なものとするためにも、積極的にチャレンジしていただきたいと考えますが、得られた収入(参加費・売上等)については「特定財源」として、「補助対象事業費総額(支出額)」から差し引きますので、ご注意ください。

11ページ以降のQ&A(よくある質問)もあわせてご確認ください。

6. 応募の手続き

(1) 募集期間

①団体設立支援 ②スタートアップ支援

令和3年5月6日（木）から令和3年12月28日（火）まで【期間中随時受付】

※予算の範囲内で交付するため、執行状況により期限が早まることがあります。

③事業支援 ④協働事業支援

令和3年5月6日（木）から令和3年5月28日（金）必着

(2) 提出書類

	①団体設立支援	②スタートアップ支援	③事業支援	④協働事業支援 ※1
市民活動団体支援事業申込書 (5枚組) ★指定様式	◎	◎	◎	◎
団体の定款・規約・会則等	◎※2	◎	◎	◎ (協働する団体すべて)
団体の構成員名簿	◎	◎	◎	◎ (協働する団体すべて)
前年度の事業報告書・決算書類	※3	○	◎	◎ (協働する団体すべて)
クラウドファンディング・チャレンジプロジェクト情報 ★指定様式		◎		
その他任意資料 ※4	△	△	○	○

◎：必須 ○：可能なかぎり提出 △：任意

※1 協働事業支援に申請する場合は、協働するすべての団体の書類を提出してください。
(協働の相手が市の場合は不要)

※2 これから新たに設立する団体は、申込時点では規約等の“案”を提出してください。
実績報告時(補助事業完了時)に、正式に完成した規約等を提出いただきます。

※3 既存の団体がNPO認証取得等のために申請する場合は、必須です。

※4 その他任意資料＝団体の活動が分かる書類、過去の発行物等

★ 指定様式は、さざなみタウンながはま文化福祉プラザ、市役所本庁(市民活躍課)に設置しているほか、長浜市のホームページからもダウンロードできます。

(3) 提出方法

直接、又は郵送にてご提出ください。FAX、E-mailでの受付はいたしません。

(4) 提出先

ながはま市民協働センター
(さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ内)
〒526-0037 長浜市高田町 12-34
TEL：0749-65-6525

期日には余裕を持って
ご提出ください!



7. 審査方法

- (1) ①団体設立支援、②スタートアップ支援、③事業支援、④協働事業支援のいずれの事業も応募書類による書類審査を行います。
- (2) ③事業支援と④協働事業支援については、書類審査を通過した事業の中から、公開プレゼンテーション(事業の概要やPRを10分程度発表)による審査で決定します。
【日程：令和3年6月25日(金)】 発表の方法などは、応募団体へ別途通知します。**※前年度当該補助事業の継続事業の場合は、書類審査のみとなります。**
- (3) プレゼンテーション審査および継続事業の書類審査は、5名の有識者からなる「長浜市市民活動団体支援事業審査会」により、下記の審査基準に基づき採点し、検討結果を受け、採否を決定します。

項目	内容	配点(点)	事業支援	協働事業支援
①公益性	事業の成果が広く地域に還元され、地域社会の発展につながるか	5	○	○
②必要性	社会的、地域的課題を踏まえ、住民のニーズを的確に捉えているか	5	○	○
③継続性	事業の持続的発展が見込めるか	5	○	○
④自立性	自己努力による資金確保に努め、自立的展開に向けた展望があるか	5	○	○
⑤協働性	市や市民活動団体が連携・協力し取り組むことで事業効果をより高めることができるか	5		○
⑥実現性	事業が着実に実行できる体制、方法、予算で事業計画が立案されているか	5	○	○
⑦熱意・意欲	事業に取り組もうとする姿勢に熱意や意気込みが感じられるか	5	○	○

8. 審査結果通知

審査の結果は採否に関わらず全ての団体へ通知します。(7月中旬予定)

なお、審査結果によっては、条件付、もしくは補助上限額・補助率を下げての採択となる場合があります。

9. 情報の公開

広く市民の方へ事業を知っていただくため、団体に関する情報や、補助事業の概要、補助金額等については、市ホームページ等で公開します。

10. 交付団体へのサポート

交付団体へは、事業実施中に次の内容のほか、適宜必要なサポートをしますのでお気軽にご相談ください。

- 補助事業の「広報紙等」への掲載・報道機関への情報提供
- 市役所・関連施設にポスターの掲示・チラシ配布
- 市民活動に役立つ情報・講座等の案内
- 市民活躍課・ながはま市民協働センター等による相談対応

11. 留意事項

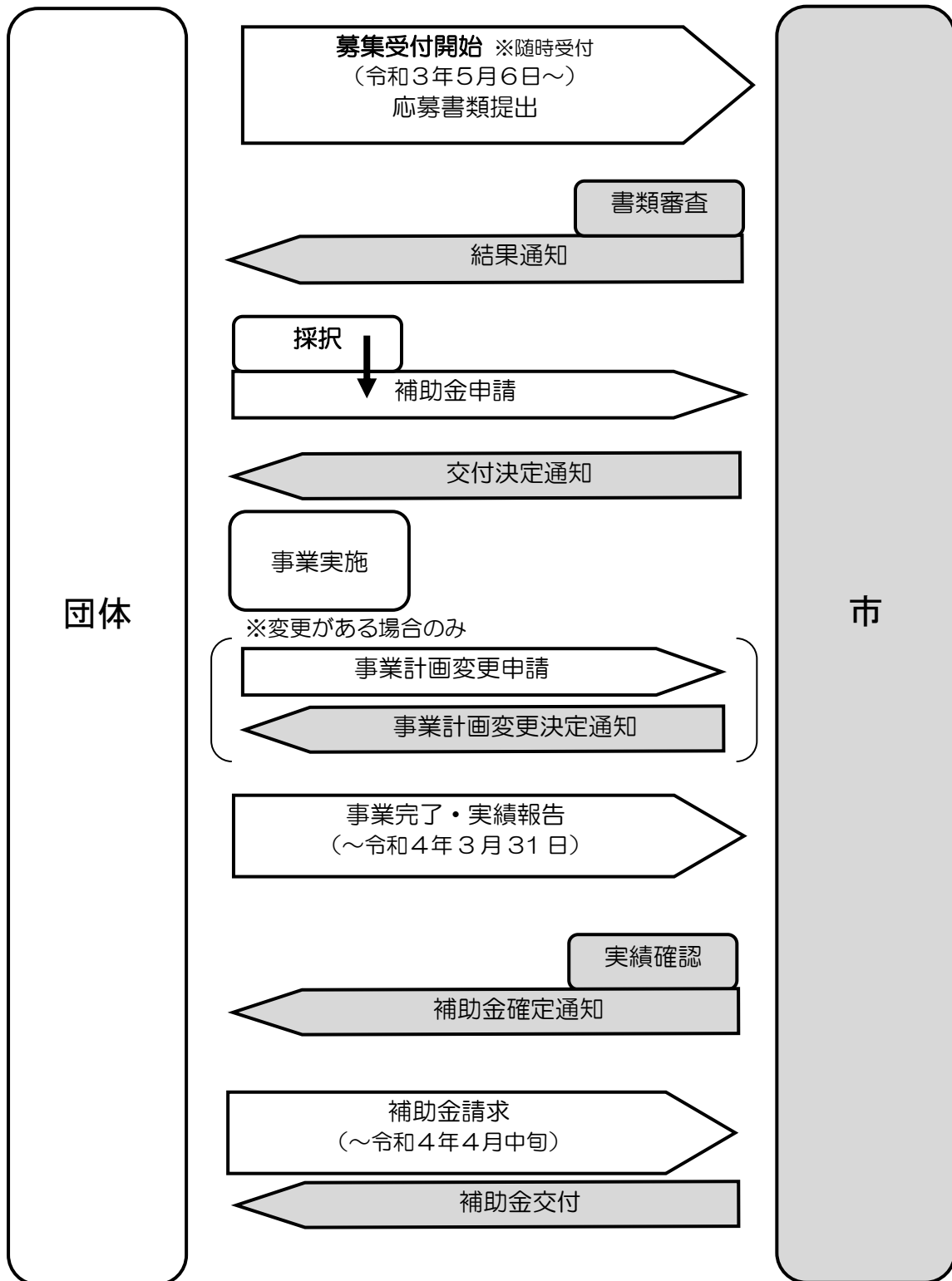
- 事業の不履行、虚偽の申請があった場合は、補助金を返還していただきます。
- 申請の内容と事業が変更になる場合は、「事業計画変更申請」が必要となりますので、事前に市民活躍課までご相談ください。
- 事業完了後は速やかに、実績報告書を提出してください。また、実績報告時には実施した事業結果がわかるもの（事業の写真、チラシ等発行物）と、事業にかかった経費が確認できるもの（領収書等）が必要となりますので、保管をお願いします。
- 審査のため必要な範囲で、団体の市税の納付に関する資料を閲覧します。

（参考）特定非営利活動促進法別表

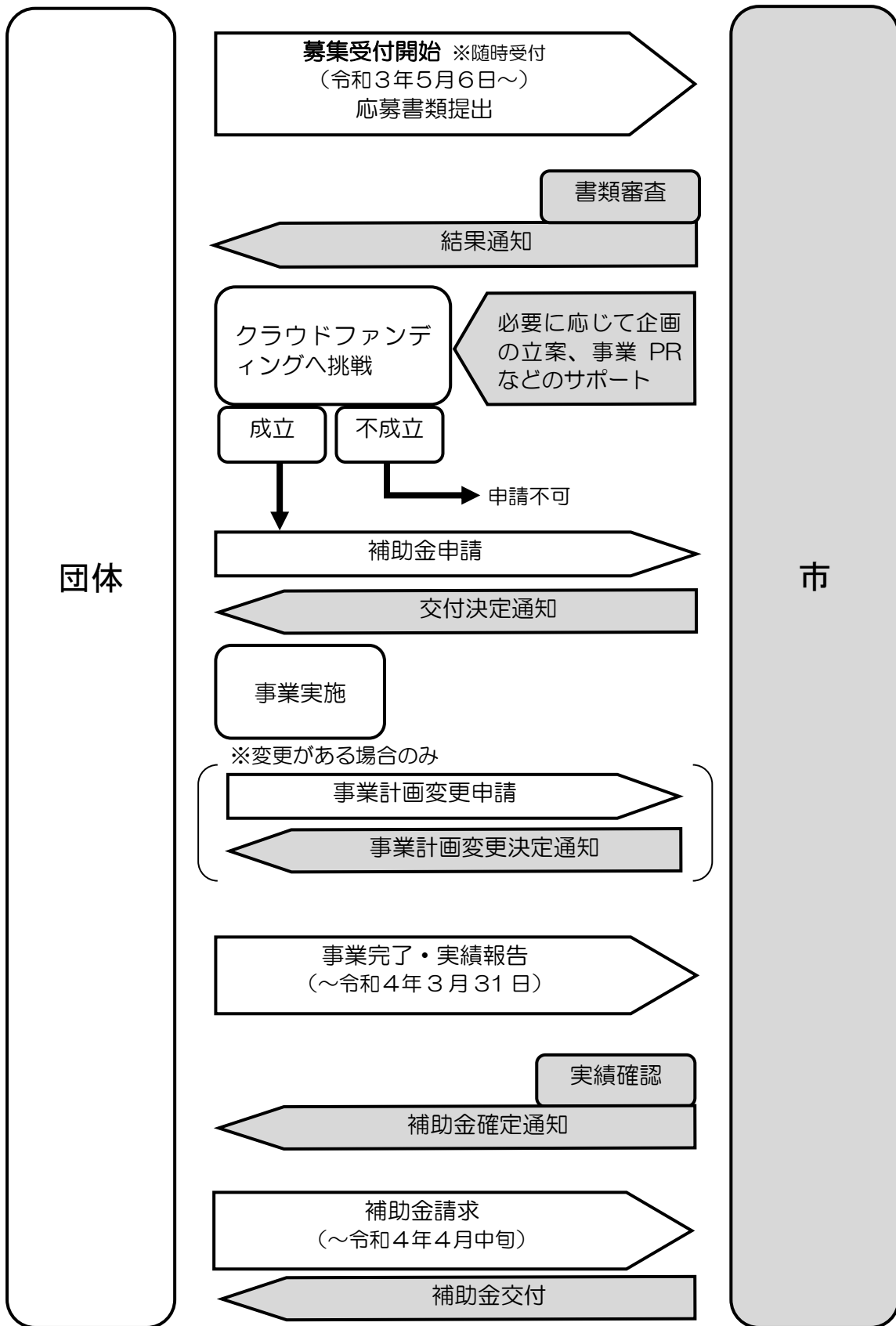
- | | |
|----|---------------------------------------|
| 1 | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 2 | 社会教育の推進を図る活動 |
| 3 | まちづくりの推進を図る活動 |
| 4 | 観光の振興を図る活動 |
| 5 | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 6 | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 7 | 環境の保全を図る活動 |
| 8 | 災害救援活動 |
| 9 | 地域安全活動 |
| 10 | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 11 | 国際協力の活動 |
| 12 | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 13 | 子どもの健全育成を図る活動 |
| 14 | 情報化社会の発展を図る活動 |
| 15 | 科学技術の振興を図る活動 |
| 16 | 経済活動の活性化を図る活動 |
| 17 | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 18 | 消費者の保護を図る活動 |
| 19 | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 20 | 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

12. 実施スケジュール

① 団体設立支援

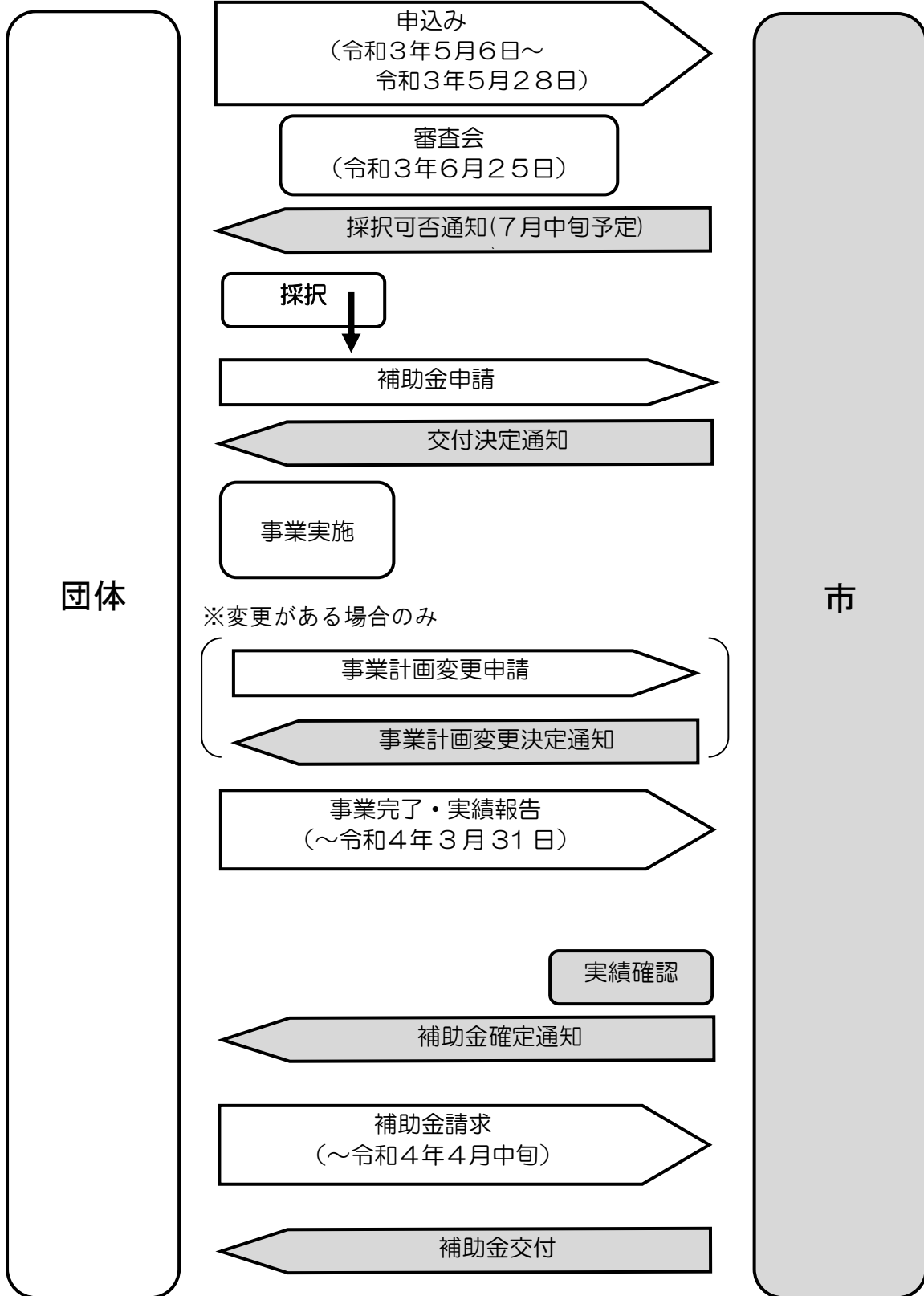


②スタートアップ支援



③事業支援

④協働事業支援



13. よくある質問—Q&A

募集全般

Q. どのような事業（団体）が対象ですか。

募集要項「2. 補助対象団体」の要件を満たし、「翌年度以降も継続して行う事業」かつ「事業の効果が特定の地域・団体等に限定されない事業」が対象です。
また、募集要項の「5. 対象となる経費」「7. 審査方法」も参考にしてください。

Q. 「非営利」とはどのようなことですか。利益が出る事業はできないのですか。

「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」をいいます。

このため、社会的利益（公益）を実現するために、その資金づくりの一環として有償の事業を行うことは問題ありません。

《例》事業にかかる実費を受け取ること（参加費等）、サービス料の設定

Q. 団体の既存の事業は申請できますか。

基本的には新しく企画する事業が対象です。ただし、既存の事業であっても、より公益性・社会貢献性を高めた内容に、拡充または発展される場合には申請可能です。

Q. 過去に採択されたことがあります。新しい事業を申請することはできますか。

申請可能です。ただし、広く支援を行うために、新規団体を優先的に採択する場合があります。

Q. 他の補助金も利用したいと考えていますが、併用して申請できますか。

長浜市から他の補助金等の財政支援を受けて行う事業は申請できません（委託事業含む）。

国や県、他の地方自治体、民間の補助金との併用は可能ですが、相手先の補助要件を確認する必要があります。また、事業の収入として申請書に明記していただきます。

Q. 構成員は市内在住ですが、事業は市外で行う場合は申請できますか。

事業の効果・利益が長浜市民に還元されるものでなければ、採択されない可能性があります。長浜市民が全く関わらないような事業は対象外です。

Q. 申込書の書き方が分かりません。

申込書様式及び記入方法は、長浜市ホームページに掲載しています。

(ホームページトップ >暮らし・手続き >市民活動・地域づくり >市民活動団体助成金情報)

また、ホームページを確認できない方は、市民協働センターでお渡ししています。

なお、提出された書類に明らかな不備・不足のある場合は、再提出が必要となることがあります。期日には余裕を持って提出してください。

Q. 申込みにあたって事前相談をすることは可能ですか。

申請内容について市民協働センター選任の市民活動支援コーディネーターが相談に応じます。ご希望の場合は、あらかじめ希望日時を連絡のうえ、お越しく下さい。

Q. 申込時（審査前）と交付申請時（採択後）で、内容や予算を変更することはできますか。

申込書の内容にもとづいて審査し採択事業を決定するため、原則として採択後の変更はできません。必ず申込前に十分な事業計画を立て、予算書を作成してください。

ただし、条件付きの採択となった場合は、条件を踏まえた内容の事業計画書・予算書を作成していただきます。

Q. 申込書に記入する申請額（補助金額）はどのように算出すれば良いですか。

（募集要項4ページ下部に記載されている注意書きについて詳しく知りたい。）

①補助対象経費の合計額に千円未満の端数があるときは、まずは、その端数を切り捨てます。

②補助金は、①の補助対象経費の額に補助率を乗じて千円未満を切り捨てた額と、補助上限額のいずれか少ない方の金額となります。応募区分により、補助率と補助上限額が決まっていますので募集要項を確認してください。

「補助対象事業費A」（予算書の支出の部合計）」から「補助対象事業費に充当される特定財源B」（歳入する時点で用途が決まっているお金）」を差し引き、残った額が「補助対象経費C」となります。

【例】

補助対象事業費A…300,000円（予算書の支出の部合計）

特定財源B…（例）参加費収入 10,000円（予算書支出の部に記載されている経費に充てる）

補助対象経費C…290,000円（300,000円A - 10,000円B）※千円未満切り捨て

290,000円C × 2/3（補助率） = 193,333円

※千円未満切り捨て ⇒ 補助金額 193,000円

※以下のような収入は、特定財源の可能性がります。

- ・当該事業を行うことによって得られた収入（参加費・売上等）
- ・当該事業に使う目的で他機関から交付されている補助金や助成金等

※“特定財源に該当するのか分からない” “補助金額の計算に不安がある” という場合は、個別にご相談ください。

団体設立支援

Q. 市民活動団体の設立を考えていますが、どのように進めれば良いですか。

この補助金の手続きについては、市民活躍課にお問い合わせください。また、市民活動全般に関することは、ながはま市民協働センターで相談することができます。

Q. 団体設立に関するどのような費用が対象になりますか。

設立にかかる事務的な経費、及び活動を軌道に乗せるまでの会議や研修等に要する経費が対象となります。判断が難しい場合は、令和2年度に必要な経費を書き出した上で、市民活躍課までご相談ください。

スタートアップ支援

Q. クラウドファンディングに取り組む際にかかる経費は対象にならないのですか。

補助対象となるのは、申請する事業を実施するにあたり必要となる経費です。クラウドファンディングにかかる費用（手数料等）は、事業実施前に発生する経費であり、対象外です。

Q. クラウドファンディング運営サイトの指定はありますか。

ありません。目的に合ったサイトをご利用ください。なお、市と連携している運営サイトを紹介することは可能であり、別途サポートを行っています。

Q. クラウドファンディングで成立する前から行っている事業は対象になるのですか。

事業実施までの流れは募集要項9ページのとおりです。

令和2年4月1日以降に申込書類提出し、クラウドファンディングへ取り組み、成立後に申請、事業実施となります。成立以前に実施された事業は対象となりません。

この補助金の性質として、年間を通してコンスタントに実施する事業に対するものというよりは、これから事業を立ち上げるための資金調達をしたい団体向けであるといえます。

Q. クラウドファンディングの「成立」とはどのような場合ですか。

スタートアップ支援ではクラウドファンディングの成立を条件としていますが、この補助金という“成立”とは、インターネット上（クラウドファンディング運営サイト利用）でプロジェクトを公開して資金募集を行い、「目標額に達した上で募集が終了すること」を指します。

参考として、クラウドファンディングによる資金調達の方法には2種類あります。

【All or Nothing 方式】目標額に達した場合のみ集まった資金を受け取ることができます。

【All In 方式】目標額に達しない場合でも資金を受け取ることができます。目標額に到達しなかった場合には、集まった資金を受け取ることができる反面、補助金の交付を受けることはできません。

事業支援

Q. 令和2年度に初めて採択され実施中だが、令和3年度に申請できる金額はどうなりますか。

要項3ページのとおり、令和3年度も採択されれば、令和2年度の補助金額の10分の8以内となります。

Q. プレゼンテーション審査の日は、代表者や担当者でなくても問題ありませんか。

プレゼンテーション審査会に代表者や担当者が出席できない場合は、代理の方をたてて、必ずどなたかが説明をお願いします。プレゼンテーション審査会の詳細は後日連絡いたしますので、出席者は会場・時間を確認してください。

協働事業支援

Q. 「協働事業」の定義は何ですか。

団体間の共通の目的を達成するために、それぞれの団体の強みを生かし、弱みを補完することでより効果的に推進できる事業のことをいいます。

このため、申請書には個々の団体の強みや弱みを分析した上で、それぞれどういう役割で事業を行うのか、具体的な実施体制を記入してください。単なる手伝いは、協働とはいえません。

Q. 協働する団体の構成員に支払う経費は補助対象となりますか。

申請団体・協働する団体すべてを合わせて「申請者」とみなすため、申請者の構成員となり補助対象となりません。

Q. プレゼンテーション審査には、協働する団体からも出席が必要ですか。

プレゼンテーションには協働する全団体から各1名以上出席し、それぞれの団体の役割等を説明してください。市と協働する場合も、協働する部署（所管課等）からの出席が必須となりますので、申込前に十分調整しておいてください。

Q. 「協働事業支援」では、協働する相手方は市でなくても良いのですか。

協働する相手は市に限らず、他のNPO・市民活動団体や、地域づくり協議会、大学、企業等、広く対象としています。（企業の場合は行う事業が非営利であれば可能。）

市以外と協働する場合は、主として事務局をつとめる団体が代表者として申請してください。なお、団体に関する書類は、申請団体・協働する団体いずれについても提出してください。

申込みにあたっては、個別に相談を受け付けています。
期日に余裕を持って書類を提出できるよう、
お早めにご相談ください。

14. 問い合わせ先

ながはま市民協働センター

〒526-0037 長浜市高田町12番34号

(さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ 1階)

TEL：0749-65-6525 FAX：0749-65-2235

メール：katsudou@city.nagahama.lg.jp

